

NEWS RELEASE

2018年4月16日

三重県松阪市京町 510 番地
株式会社 第三銀行

「さんぎん遺言代用信託『託す想い』」の取扱開始について

株式会社第三銀行（頭取 岩間 弘）は、お客さまの多様化する相続関連ニーズに対応する新商品として、「さんぎん遺言代用信託『託す想い』」の取扱いを開始するので、下記のとおりお知らせします。

遺言代用信託とは、お客さまに相続が発生した際に、遺言書などによらず簡単な手続きでご家族の方などがスムーズに資金を受取ることができる遺言代用型の金銭信託です。

また、本商品は三十三フィナンシャルグループの共同商品として、三重銀行においても「みえぎん遺言代用信託『託す想い』」の名称で同様に取扱いいたします。

記

1.商品のポイント

- (1) 資金をお1人さまごとに一時金として受取るか一定期間、定期的に受取るか選択できます。
- (2) 100万円以上 3,000万円以下でお申込みが可能であるため、お客様の資金やニーズに合わせて活用いただけます。
- (3) 信託期間中の資金は、みずほ信託銀行で管理・保全し、主に当行の定期預金で運用します。

2.商品概要

項目	内容
商 品 名	さんぎん遺言代用信託「託す想い」
信 託 種 類	合同運用指定金銭信託
対 象	個人のお客さま（委託者兼第一受益者）
受 託 者	みずほ信託銀行株式会社
受 取 人	推定相続人の中から最大4名まで指定可能（第二受益者）
運 用 方 法	主に当行定期預金（一部は当行決済用預金）
元 本 補 て ん	ありません
信 託 期 間	5年以上 30年以内
信 託 金 額	100万円以上 3,000万円以下（1万円単位）
取 扱 手 数 料	信託金額の1.5%（消費税別）
支 払 方 法	信託設定時にお客さまが受取人の受取方法（一時金・定時定額（年1回又は年2回））、受取期間（1年～10年）、受取割合を指定 ※受取口座は当行口座のみ指定可能

3.取扱開始予定日

2018年7月2日（月）

以 上

[お問い合わせ先]

担当	総合企画部 広報課	須賀	0598-25-0363
	営業推進部 商品開発課	松山	0598-25-0321

キラリと光るあなたの銀行

 第三銀行

 三十三フィナンシャルグループ